

■ 指定管理業務及び自主事業の分類

(別紙3)

業務の区分	施設目的との関係	事業の種類	必要な手続	具体例	根拠法令
指定管理業務	設置目的内 ・高齢者の健康増進・生きが いづくりに係る内容	指定管理事業	指定管理者制度に基づく	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け企画事業 初心者を対象とした原則6か月間に渡る連続講座である「趣味の教室」とそれ以外の事業で、概ね半年で15種類以上実施する講座・イベント等 ・開館時間内の多世代交流イベントなど60歳未満の方も参加するイベント ※60歳以上の参加費は無料または実費相当	横浜市老人福祉施設条例
指定管理業務の範囲外		自主事業（A型） ※開館時間を延長しておこなう事業は、横浜市老人福祉施設条例施行規則で定める区長権限事項のため、区長の承認を得たうえで、指定管理業務として取扱います。	利用許可等 目的外使用許可	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間外の高齢者向け教室・イベントなど ・開館時間外の高齢者への貸室 ・開館時間内外問わず多世代交流イベントなど60歳未満の方も参加するイベント ・自動販売機等の設置 ※利用料を徴収するかどうかは指定管理者の判断（提案する事業の趣旨に照らして判断）	横浜市老人福祉施設条例 / 横浜市公有財産規則
	設置目的外 ・60歳未満の方も利用可能	自主事業（B型）	目的外使用許可	<ul style="list-style-type: none"> ・キッチンカー等の物販 ・60歳未満の方への貸室 ・高齢者が参加しない教室・イベントなど 	横浜市公有財産規則